

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 2 2 年 6 月 2 5 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称，所在地及び設置者

名 称 鳶屋書店新潟中央インター店

所在地 新潟市中央区湖南 4 - 8 外

設置者 株式会社オーシャンシステム

2 変更しようとする事項

(1) 駐輪場の位置

(変更前) 2 箇所

(変更後) 3 箇所 変更後の位置は届出書に添付された図面のとおり

(2) 荷さばき施設及び廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ワッツ

(変更前) 開店時刻 午前 1 0 時 閉店時刻 午後 1 0 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時

(4) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 4 箇所

(変更後) 5 箇所 変更後の位置は届出書に添付された図面のとおり

3 変更を予定する年月日

(1) 駐輪場の位置，荷さばき施設の位置，及び廃棄物等の保管施設の位置

平成 2 3 年 2 月 1 9 日（但し，軽微な変更として認められた場合はその日以降）

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻，駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成 2 2 年 7 月 2 0 日

4 変更しようとする理由

小売業を行う者が未定であった建物 No.1 において小売業を行うものが決定し、一部施設の配置に関する変更を伴うとともに、営業時間の変更並びに駐輪場の位置変更により地域へのサービス向上を図るため。

5 届出年月日

平成 22 年 6 月 18 日

6 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課

7 縦覧期間

平成 22 年 6 月 25 日から平成 22 年 10 月 25 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電 話 025 - 226 - 1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp